

<農業委員会法第53条に基づく東京都への意見>
令和8年度 東京都農業施策に関する意見

東京の農業は、地域に適応した特長ある農業経営の展開がはかられており、かけがえのない多面的な役割を果たしている。この貴重な農地を守るためには、東京都の施策による保全や利活用が不可欠であり、市街化区域では生産緑地の保全や次世代への継承、市街化区域以外では農地中間管理事業による農地の利用集積等を進める必要がある。

さらに、地域農業を担う認定農業者、親元就農者や新規就農者を中心に、意欲的な担い手の確保・育成が急務となっている。

このように様々な課題がある中で、農業委員会・区市町村・JA組織等農業団体においても対応を進めているところであるが、東京都においても「都民を支える東京農業・農地」を次世代につなぐ、さらなる持続可能な独自の支援・振興施策を進めることが強く期待されている。

よって、令和8年度東京都農業施策において下記事項が実現されるよう、第136回通常総会の総意をもって意見を提出する。

記

1. 直面する喫緊の課題への対応

- (1) 肥料・飼料及び生産関連資材や燃料等の価格は、依然として高止まりしていることから、支援策を継続・強化し、制度の充実をはかること。特に影響が大きい畜産経営への支援を強化すること。
- (2) 近年の猛暑は、農業者の営農活動を脅かしていることから、安全な営農環境が確保されるよう施設整備等の支援を拡充すること。
- (3) 都市農地が永続的に保全され、次世代に安心して継承できるよう、相続税制の抜本的な見直しを国へ強く働きかけること。

2. 有害鳥獣対策の強化及び病虫害への対策

- (1) 東京都全域で鳥獣被害が拡大しており、農業者の自助努力や、区市町村単位では解決が困難であることから、猟友会や農業者への支援はもとより、関係予算を一層拡充する緊急的な対策と管理計画の策定等により有害鳥獣の数を減らす対策を強化すること。また、部局を横断した鳥獣害対策本部を設置するなど、体制強化をはかること。
- (2) 新たな病虫害について、取り返しのつかない被害につながりかねないことから、拡大を防ぐよう対策を早急に図るとともに、発生した際の対応等について生産者や自治体、関係団体等への指導を徹底すること。

3. 有機フッ素化合物による東京農業への影響に対する対策の強化

「有機フッ素化合物（PFAS）」については、国も実態の把握に取り組んでいるが、東京都においても、随時、正確な情報提供を行うとともに、地域の農業者および自治体等と十分に協議をし、東京都産農畜産物の生産や販売活動に不利益が生じないように対応をはかること。

4. 農地を次世代につなぐ施策の創設と支援

- (1) 災害に強い街づくりには農地が欠かせないことから、防災協定を締結する農地等を次世代につないでいくため、直接支払いの支援施策を講じること。
- (2) 荒廃した一定規模の農地を農地中間管理機構に15年以上貸し付ける等の場合には、当該農地を再生し担い手に貸し付ける東京都独自の土地改良事業等を推進すること。また、東京の農地を増やすというその重要性に鑑み、全地域で事業の補助率を引き上げること。
- (3) 農業経営基盤強化促進法による農地の権利取得が廃止されることに伴い、令和7年度より、農業者が農用地区域の農地の所有権を取得する際に、これまでの税控除を受けることができなくなる。このことから、引き続き、農業者が税控除を受けられるよう、東京都の農地中間管理事業基本方針を改定し、同事業による農地の所有権取得を可能とすること。
- (4) 農業用ビニールハウスについては、建築基準法2条1号に規定する「建築物」として扱わないという東京都独自の判断を示すこと。
- (5) 地域農業・農地の保全がはかれる「田園住居地域」指定の実現及び「地区計画制度」の活用について支援し、具体的検討を進めること。
- (6) 災害が発生した際に、被災した農業者の営農再開に対する支援に留まらず、被災農地の復旧に対する支援を行うこと。

5. 東京農業の担い手の確保

(1) 認定農業者等の担い手への支援

- ア. 認定農業者・認定新規就農者への支援を拡充するとともに、区市町村が行う認定に至るまでの業務について、東京都の支援体制を強化すること。
- イ. 広域認定農業者について、東京都独自の支援策を講じること。
- ウ. 東京農業においては、小規模ながら意欲的に経営向上に励む農業者がある。その経営体を支援していくため東京都独自の認定・認証制度を創設すること。
- エ. 生産緑地の貸借は、都市農地の減少を防ぐ有効な手段のひとつであることから、生産緑地を借り入れて営農する農業者への支援を行うこと。
- オ. 親元就農者などの後継者確保対策および就農後の支援施策を一層強化すること。
- カ. 農外から新規に参入する就農者の経営確立に向けた支援を継続すること。

また、新規就農者が住居を確保できるよう、空き家対策をはじめ、関係部局と連携した支援策を確立すること。

(2) 女性農業者への支援

女性農業者が希望を持って就農できるための支援及び営農環境の整備等の施策を強化するとともに、仲間づくり等につながる支援を行うこと。

(3) 農福連携の推進

農福連携を推進するため、農家や福祉施設と連携を進め、障害者の就労訓練、雇用の場として、農業・農地の活用を進める施策の拡充とその支援体制を整備すること。

6. 地域の特色をいかした農業の支援

(1) 農業振興地域・市街化調整区域の農業への支援

ア. 農業振興地域の実情を把握し、きめ細かな支援策を積極的に推進するとともに、地域の実情に応じた制度の運用を講じること。

イ. 「山村・離島振興施設整備事業」が適用される地域以外の農業振興地域等に同等の支援事業を構築すること。

(2) 島しょ農業の振興につながる支援

ア. 離島における資材等の高騰への支援を継続するとともに、今後上昇が懸念される輸送費に対する支援についても対策を講じること。

イ. 基盤整備や担い手確保、新規就農希望者の受け入れ、農産物の販売促進、地産地消の促進、試験研究、コスト低減などの取組みに対する支援を強化すること。

ウ. 島しょ農業の振興に不可欠な役割を果たす農業協同組合や生産者組合、出荷組織に対する支援を強化すること。

7. 担い手の経営力強化に向けた支援

(1) 既存施設への支援

昨今の資材の高騰に鑑み、再利用を促していくため、既存施設の改善や劣化対応への補修費等を支援すること。

(2) 農業改良普及事業の強化

農業改良普及指導員を大幅に増員し事業を強化するとともに、各分野について専門性の高い普及指導員の育成をはかること。

(3) 畜産経営の支援

畜産経営を継続するための直接的な支援施策を強化すること。特に、東京都のオリジナル品種である「トウキョウX豚」や「東京しゃも」、「東京うこっけい」、そして東京ブランドの「東京牛乳」等を都内で絶やさないよう、事業継承につながる支援を強化すること。

(4) 花き・植木経営への支援

- ア. 花きおよび植木生産への新技術や品種開発に取り組み、新たな需要を創出するための施策を強化すること。
- イ. 東京都が行う公共事業においては都内産の花き・植木を優先的に使用すること。

(5) 果樹経営の支援

ナシの火傷病対策について、花粉の自家採取及び国産花粉の調達・確保に対する支援を行うこと。

(6) 環境負荷低減に向けた取り組みへの支援

環境負荷低減に向けた取り組みを行う農業者に積極的な支援を行うこと。

(7) 6次産業化への支援

農業経営の6次産業化や新商品開発を支援する施策及び関連する産業分野との連携強化や販売開拓の支援を強化すること。

(8) 収入保険の保険料補助の継続

様々なリスクから農業経営を守る「収入保険」について、新たに加入する農業者が負担する保険料の補助を継続すること。

8. 都民と共に歩む農業の推進

(1) 学校給食・食農教育の推進

ア. 学校給食における地場産農産物の利用については、できうる限り食材としての活用を進めるとともに、関係部局間の連携のもと、生産者組織や自治体、学校はもとより供給流通システムへの支援を強化すること。

イ. 学校教育への協力や食農教育に取り組む農業者及び自治体に対し必要な支援を強化・継続すること。

(2) 都内農産物の流通支援

都民に都内農産物を供給する流通システム等への支援を拡充・強化すること。

9. 防疫体制等の強化

C S F（豚熱）、鳥インフルエンザ、口蹄疫等の防疫体制を強化すること。

10. 地域農業の維持・発展をはかる農業委員会系統組織の支援強化

農業委員会系統組織の事業活動ならびに運営のための支援を拡充すること。

令和7年 3月17日

一般社団法人 東京都農業会議 第136回通常総会